

知多市小規模企業等振興資金等融資保証料補助金(振、振小)

必要書類

NO.	書類	備考
1	信用保証委託申込書	訂正する場合は、 <u>申込者の印</u> で修正すること
2	申込人(企業)概要書	同融資制度で前回県保証協会提出後、変化のない項目については省略可 ただし、知多市での同融資制度の申込受付が初めての企業者等の場合は省略不可
3	信用保証依頼書	訂正する場合は、 <u>金融機関の印</u> で修正すること
4	信用保証委託契約書	訂正する場合は、 <u>必ず申込者の印</u> で修正すること
5	印鑑証明	同融資制度で前回県保証協会提出後、住所等に変更がない場合は省略可 ただし、知多市での同融資制度の申込受付が初めての企業者等の場合は省略不可
6	許認可書	許認可を要する業種の場合(申込書に記載)
7	地図	同融資制度で前回県保証協会提出後、営業場所等に変更がない場合は省略可 ただし、知多市での同融資制度の申込受付が初めての企業者等の場合は省略不可
8	見積書	設備投資の場合に必要。営業車両購入など
9	試算表	法人の場合(決算日から6ヶ月以上経過の場合)
10	決算書(当年)	確定申告書の写し(個人の場合)、決算書の写し(法人の場合) 貸借対照表の作成を省略している場合、任意様式で提出
11	決算書(前年)	
12	納税証明書	国税、県税、市税すべて。4税目の完納等確認書(指定様式)の提出でも可。 市税については、主に「未納のないことの証明」で問題ない。
13	商業登記簿謄本	法人の場合に必要 同融資制度で前回県保証協会提出後、営業場所等に変更がない場合は省略可 ただし、知多市での同融資制度の申込受付が初めての企業者等の場合は省略不可
14	個人情報保護同意書 (保証協会宛て+市宛て)	訂正する場合は、 <u>必ず申込者の印</u> で修正すること

【保証料補助に関する問い合わせ】

知多市商工振興課 商工チーム
0562-36-2662(直通)

【信用保証に関する問い合わせ】

愛知県信用保証協会(保証第三課)
052-454-0541